

閲覧用

※ 個人情報に係る部分は秘匿しています。

平成30年第3回定例市議会提出議案

(予算案を除く。)

藤井寺市

目 次

議案番号	議 案 名	ページ
(報 告)		
1 4	平成29年度藤井寺市健全化判断比率の報告について	1
1 5	平成29年度藤井寺市資金不足比率の報告について	2
(認 定)		
1	平成29年度藤井寺市一般会計歳入歳出決算認定について	3
2	平成29年度藤井寺市駐車場特別会計歳入歳出決算認定について	4
3	平成29年度藤井寺市国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について	5
4	平成29年度藤井寺市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について	6
5	平成29年度藤井寺市介護保険特別会計歳入歳出決算認定について	7
6	平成29年度藤井寺市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について	8
7	平成29年度藤井寺市病院事業特別会計決算認定について	9
8	平成29年度藤井寺市水道事業会計決算認定について	10
(議 案)		
4 5	藤井寺市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正について	11
4 6	藤井寺市議会議員及び藤井寺市長の選挙における選挙運動の公営に関する条例の一部改正について	13
4 7	工事請負契約の変更について	16
4 8	藤井寺市監査委員の選任につき同意を求めることについて	17

このほかの提出議案

- 議案番号 4 9 平成30年度藤井寺市一般会計補正予算(第2号)について
- 5 0 平成30年度藤井寺市後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)について

51 平成30年度藤井寺市介護保険特別会計補正予算（第2号）
について

報告第14号

平成29年度藤井寺市健全化判断比率の報告について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号）第3条第1項の規定により、平成29年度藤井寺市健全化判断比率を別紙のとおり監査委員の意見を付けて報告する。

平成30年9月4日提出

藤井寺市長 國下 和男

(単位：%)

実質赤字比率	連結実質赤字比率	実質公債費比率	将来負担比率
— (12.88)	— (17.88)	2.1 (25.0)	44.5 (350.0)

備考

- 1 実質赤字額又は連結実質赤字額がない場合及び実質公債費比率又は将来負担比率が算定されない場合は、「—」を記載している。
- 2 藤井寺市の早期健全化基準を括弧内に記載している。

報告第15号

平成29年度藤井寺市資金不足比率の報告について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号）第22条第1項の規定により、平成29年度藤井寺市資金不足比率を別紙のとおり監査委員の意見を付けて報告する。

平成30年9月4日提出

藤井寺市長 國下 和男

(単位：%)

特別会計の名称	資金不足比率	備 考
病院事業特別会計	— (20.0)	地方公共団体の財政の健全化に関する法律施行令（平成19年政令第397号）第17条第1号の規定により事業の規模を算定
水道事業会計	— (20.0)	地方公共団体の財政の健全化に関する法律施行令（平成19年政令第397号）第17条第1号の規定により事業の規模を算定
公共下水道事業特別会計	— (20.0)	地方公共団体の財政の健全化に関する法律施行令（平成19年政令第397号）第17条第3号の規定により事業の規模を算定

備考

- 1 資金不足比率が算定されない場合は、「—」を記載している。
- 2 藤井寺市の経営健全化基準を括弧内に記載している。

認定第1号

平成29年度藤井寺市一般会計歳入歳出決算認定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定により、平成29年度藤井寺市一般会計歳入歳出決算を別紙のとおり監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

平成30年9月4日提出

藤井寺市長 國下 和男

認定第2号

平成29年度藤井寺市駐車場特別会計歳入歳出決算認定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定により、平成29年度藤井寺市駐車場特別会計歳入歳出決算を別紙のとおり監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

平成30年9月4日提出

藤井寺市長 國下 和男

認定第3号

平成29年度藤井寺市国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定により、平成29年度藤井寺市国民健康保険特別会計歳入歳出決算を別紙のとおり監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

平成30年9月4日提出

藤井寺市長 國下 和男

認定第4号

平成29年度藤井寺市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定により、平成29年度藤井寺市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算を別紙のとおり監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

平成30年9月4日提出

藤井寺市長 國下 和男

認定第5号

平成29年度藤井寺市介護保険特別会計歳入歳出決算認定について
地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定により、平成
29年度藤井寺市介護保険特別会計歳入歳出決算を別紙のとおり監査委員の意見を
付けて議会の認定に付する。

平成30年9月4日提出

藤井寺市長 國下 和男

認定第6号

平成29年度藤井寺市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定により、平成29年度藤井寺市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算を別紙のとおり監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

平成30年9月4日提出

藤井寺市長 國下 和男

認定第7号

平成29年度藤井寺市病院事業特別会計決算認定について

地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第30条第4項の規定により、平成29年度藤井寺市病院事業特別会計決算を別紙のとおり監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

平成30年9月4日提出

藤井寺市長 國下 和男

認定第8号

平成29年度藤井寺市水道事業会計決算認定について

地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第30条第4項の規定により、平成29年度藤井寺市水道事業会計決算を別紙のとおり監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

平成30年9月4日提出

藤井寺市長 國下 和男

議案第45号

藤井寺市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正について

藤井寺市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成30年9月4日提出

藤井寺市長 國下 和男

提案理由

生活困窮者等の自立を促進するための生活困窮者自立支援法等の一部を改正する法律（平成30年法律第44号）により行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）の一部が改正されたことに伴い、生活保護法による進学準備給付金の支給に関する事務に係る個人番号の利用等についての規定を整備するものである。

藤井寺市条例第 号

藤井寺市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例

藤井寺市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例（平成27年藤井寺市条例第35号）の一部を次のように改正する。

別表第2の3の項及び5の項中「就労自立給付金」の次に「若しくは進学準備給付金」を加える。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第46号

藤井寺市議会議員及び藤井寺市長の選挙における選挙運動の公営に関する条例の一部改正について

藤井寺市議会議員及び藤井寺市長の選挙における選挙運動の公営に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成30年9月4日提出

藤井寺市長 國下 和男

提案理由

公職選挙法の一部を改正する法律（平成29年法律第66号）の公布に伴い、市議会議員の選挙における選挙運動用ビラの作成について公費負担できるよう、藤井寺市議会議員及び藤井寺市長の選挙における選挙運動の公営に関する条例（平成6年藤井寺市条例第1号）の一部を改正するほか、藤井寺市長の選挙における選挙運動用ビラの作成の公費負担に関する条例（平成19年藤井寺市条例第6号）を廃止するものである。

藤井寺市条例第 号

藤井寺市議会議員及び藤井寺市長の選挙における選挙運動の公営に 関する条例の一部を改正する条例

藤井寺市議会議員及び藤井寺市長の選挙における選挙運動の公営に関する条例
(平成6年藤井寺市条例第1号)の一部を次のように改正する。

題名中「公営」を「公費負担」に改める。

第1条中「第141条第8項」の次に「、第142条第11項」を、「使用」の
次に「、法第142条第1項第6号のビラ(以下「選挙運動用ビラ」という。)の
作成」を加え、「公営」を「公費負担」に改める。

第2条の見出し中「公営」を「公費負担」に改める。

第4条の見出し中「選挙運動用自動車の」の次に「使用の」を加える。

第10条を第13条とし、第9条を第12条とする。

第8条中「通じてポスター掲示場の数」の次に「に相当する数」を加え、「第6
条後段」を「第9条後段」に改め、同条を第11条とし、第7条を第10条とする。

第6条の見出し中「作成の公営」を「の作成の公費負担」に改め、同条中「、第
8条」を「、第11条」に、「以下第8条」を「第11条」に、「おいては」を「お
いて」に改め、同条を第9条とし、第5条の次に次の3条を加える。

(選挙運動用ビラの作成の公費負担)

第6条 候補者は、第8条に定める額の範囲内で、選挙運動用ビラを無料で作成す
ることができる。この場合において、第2条ただし書の規定を準用する。

(選挙運動用ビラの作成の契約締結の届出)

第7条 前条の規定の適用を受けようとする者は、ビラの作成を業とする者との間
において選挙運動用ビラの作成に関し有償契約を締結し、委員会が定めるところ
により、その旨を委員会に届け出なければならない。

(選挙運動用ビラの作成の公費負担額及び支払手続)

第8条 市は、候補者(前条の規定による届出をした者に限る。)が同条の契約に
基づき当該契約の相手方であるビラの作成を業とする者に支払うべき金額のう
ち、当該契約に基づき作成された選挙運動用ビラの1枚当たりの作成単価(当該
作成単価が7円51銭を超える場合には、7円51銭)に当該選挙運動用ビラの
作成枚数(当該候補者を通じて、法第142条第1項第6号に定める枚数の範囲
内のものであることにつき、委員会が定めるところにより、当該候補者からの申
請に基づき、委員会が確認したものに限る。)を乗じて得た金額を、第6条後段

において準用する第2条ただし書に規定する要件に該当する場合に限り、当該ビラの作成を業とする者からの請求に基づき、当該ビラの作成を業とする者に対し支払う。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成31年3月1日から施行する。

(藤井寺市長の選挙における選挙運動用ビラの作成の公費負担に関する条例の廃止)

- 2 藤井寺市長の選挙における選挙運動用ビラの作成の公費負担に関する条例(平成19年藤井寺市条例第6号)は、廃止する。

(適用区分)

- 3 この条例による改正後の藤井寺市議会議員及び藤井寺市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後その期日を告示される選挙について適用し、この条例の施行の日の前日までにその期日を告示された選挙については、なお従前の例による。

議案第47号

工事請負契約の変更について

平成29年11月2日に契約締結した平成29・30年度第20工区工事請負契約の一部を変更する契約を次のとおり締結することについて、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年藤井寺市条例第10号）第2条の規定により、議会の議決を求める。

平成30年9月4日提出

藤井寺市長 國下 和男

契約金額	変更前	129,868,920円
	変更後	168,907,680円
受注者	住所	藤井寺市藤井寺1丁目1番17号
	名称	株式会社 三和工業
		代表取締役 塚 悠子

提案理由

推進工事中の土砂崩壊に伴い、補助工法を追加する必要が生じ、あわせて出水期間の工事を一時休止したことに伴う機材の一時撤去及び再設置等を行う必要が生じたため、工事内容の設計変更を行い、増額するものである。

議案第48号

藤井寺市監査委員の選任につき同意を求めることについて

次の者を藤井寺市監査委員に選任したいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第196条第1項の規定により、議会の同意を求める。

平成30年9月4日提出

藤井寺市長 國下 和男

識見を有する者のうちから選任する者

濱 幸 一

提案理由

平成30年9月30日任期満了によるものである。

